

忠岡町消防本部

消防用設備等審査基準



初版（令和8年4月1日制定）

改正（令和8年9月1日一部改正）

目次

第1章 総則	1～2
--------	-----

第2章 通常用いられる消防用設備等

第1 消火器具	1～4
第2 屋内消火栓設備	1～43
第3 非常電源	1～32
第4 スプリンクラー設備	1～55
第5 水噴霧消火設備	1～9
第6 泡消火設備	1～18
第7 不活性ガス消火設備	1～38
第8 ハロゲン化物消火設備	1～34
第9 粉末消火設備	1～18
第10 屋外消火栓設備	1～6
第11 動力消防ポンプ設備	1～3
第12 自動火災報知設備	1～100
第13 ガス漏れ火災警報設備	1～13
第14 漏電火災警報器	1～9
第15 消防機関へ通報する火災報知設備	1～18
第16 非常警報設備	1～41
第17 避難器具	1～27
第18 誘導灯及び誘導標識	1～28
第19 消防用水	1～10
第20 排煙設備	1～8
第21 連結散水設備	1～13
第22 連結送水管	1～13
第23 非常コンセント設備	1～5
第24 無線通信補助設備	1～13

第3章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第25 パッケージ型消火設備	1～4
第26 パッケージ型自動消火設備	1～11
第27 特定小規模施設用自動火災報知設備	1～7